

第29回

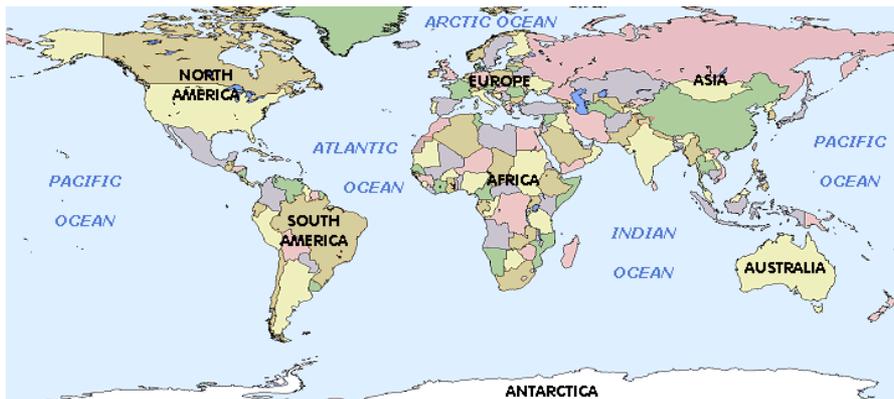
平成31年1月16日

パリ条約とPCT

海外戦略

30年度【知的財産法】杉山 務

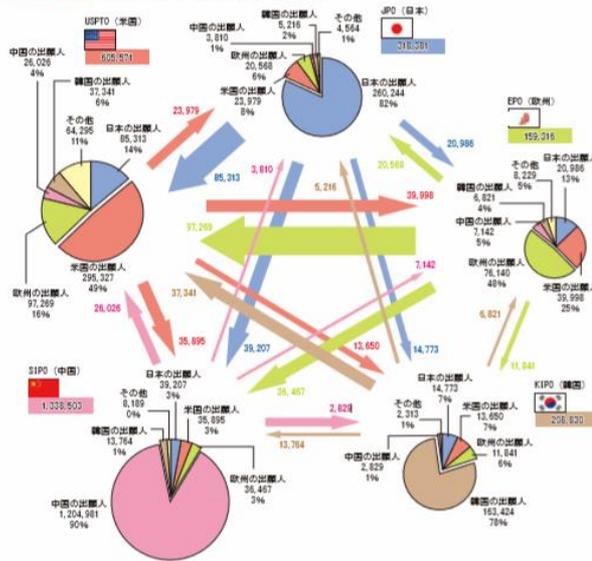
外国での権利取得



1

30年度【知的財産法】杉山 務

1-1-22図 五大特許庁間の特許出願状況 (2016年)¹⁾



2

1-1-13図

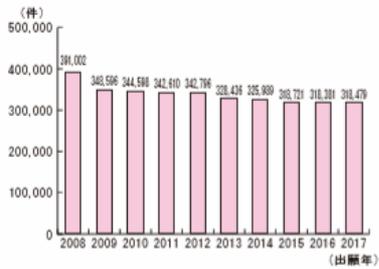
PCT 加盟国数及び PCT 国際出願件数の推移



(資料)WIPO ウェブサイト、WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

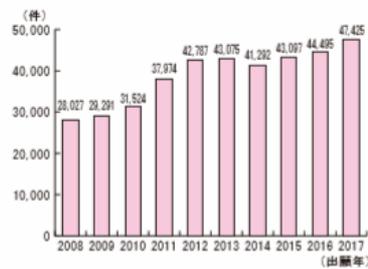
3

1-1-1図 特許出願件数の推移



(備考) 特許出願件数は、国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願 (PCT 国際出願) のうち国内移行した出願件数 (基準日は国内審査の受付日) の合計数である。
(資料) 統計・資料編 第1章1.

1-1-2図 PCT国際出願件数の推移



(資料) 統計・資料編 第3章1.

知的財産関連の条約の概要

条約と国内法との関係

国内法より条約が優先 (特許法26条)

特許法 第26条 (条約の効力)

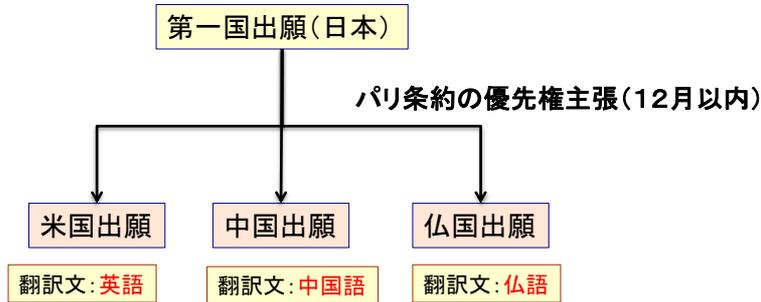
特許に関し条約に別段の定があるときは、その規定による

日本国憲法 第98条第2項

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする

外国出願

日本で権利化しても、外国では権利の保護が及ばない(属地主義)
外国で製造、販売するのであれば、その国においても特許取得が必要



6

30年度【知的財産法】杉山 務

パリ条約

・工業所有権の保護に関するパリ条約

1883年(明治16年), パリにおいて11か国が調印してスタートした同盟条約

日本は1899年(明治32年)に加盟

(不平等条約改正の前提として, パリ条約に加盟)

現在, 173か国 加盟

目的: 工業所有権の国際的保護を推進し, 国際間の通商関係を円滑化すること

◎保護対象: 特許, 実用新案, 意匠, 商標, サービス・マーク, 商号, 原産地表示又は原産地名称及び不正競争の防止に関するもの

7

30年度【知的財産法】杉山 務

パリ条約の三大原則

◎内外人平等の原則 (内外国人差別の禁止)

他の同盟国の国民(法人を含む)にも自国民と同一の保護を与える
•準同盟国民

◎優先権 (RIGHT OF PRIORITY) 制度

第一の加盟国に出願してから一定の期間内に他の同盟国に出願した場合は、第一国出願の日に出願したのと同様に扱う
所定期間のことを「優先期間」という
優先期間: 特許・実用新案 12か月
意匠・商標 6か月

◎特許独立の原則 (属地主義)

各国において成立した特許権は互いに独立した権利であり、他の国で取得した特許のその後の運命、存続期間等によって影響を受けない

8

30年度【知的財産法】杉山 務

パリ条約・優先権主張の手続

・優先権主張の申立て

優先権の利益を享受するには、**最初**の出願の日付けとその国名を明示した申立てをすることが必要

各同盟国は、この申立てをいつまでにしなければならないかを定める
→日本は**出願と同時** (特許法43条1項)

・優先権証明書の提出

最初の出願に係る出願書類の謄本、出願年月日の証明等を**優先日**から**1年4月以内**に提出することが必要 (特許法43条2項)

・手続違反の結果

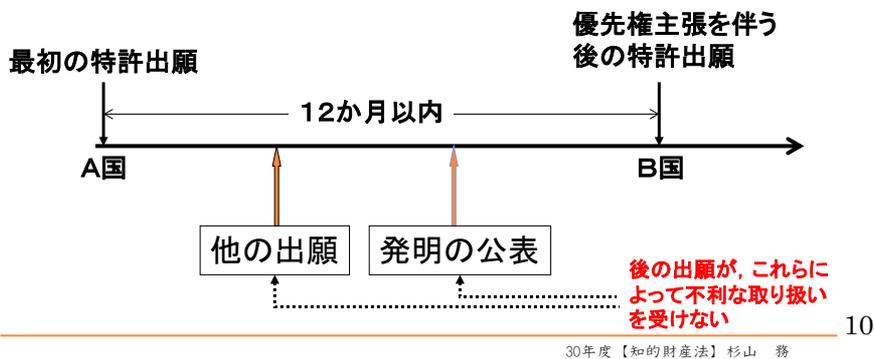
優先権主張に関して、出願の際にその他の手続は要求されない
手続に違反があれば**優先権の喪失を限度**として、その効果を定める

9

30年度【知的財産法】杉山 務

パリ条約優先権の効果

- ・最初の出願と優先権主張にかかる後の出願との間に、行われた行為、例えば、他の出願があった場合、発明の公表又は実施、意匠に係る物品の販売、商標の使用等の行為があった場合に、**不利な取り扱いを受けず**、また、**第三者にいかなる権利又は使用の権能をも発生させない**



PCT：特許協力条約

目的：

1. 一発明を複数国に出願する重複出願するための**出願人の労力・費用**、及び**先行技術調査負担の軽減**

- ・審査制度をとる各国特許庁の**重複審査の負担を軽減**
(パリ条約に基づく優先権主張を伴う出願は各国に対して個別に出願を行う必要があり、各国の特許庁は個別に先行技術調査を行っていた)

2. 特許文献を中心とする技術情報の普及や提供を行い、発展途上国の特許制度の発展を促進するための**技術援助**を行うこと

11

PCT：特許協力条約

・特許協力条約(PCT:Patent Cooperation Treaty)

1970年ワシントンにて20か国(日本を含む)によって調印され,1978年発効し,1978年6月1日,欧州特許条約(EPC)と同じ日に国際出願の受理を開始

日本は,1978年10月2日より国際出願の受理を開始

加盟国数は152か国(2018年8月22日現在)

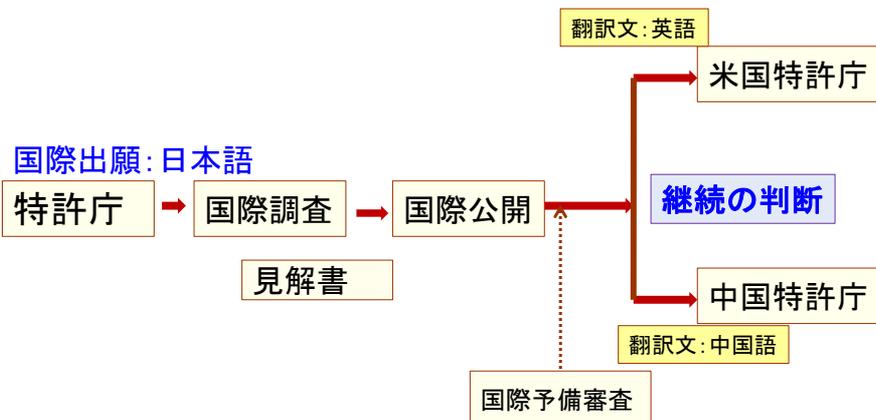


- 146 パナマ PA 2012.9.7
- 147 サウジアラビア(SA) 2013.8.3
- 148 イラン・イスラム共和国(IR) 2013.10.4
- 149 クウェート(KW)2016.9.9
- 150 ジブチ(DJ)2016.9.23
- 151 カンボジア王国(KH)2016.12.8
- 152 ヨルダン・ハシェミット王国(JO)2017.6.9

12

30年度【知的財産法】杉山 務

国際特許出願(PCT出願)



13

30年度【知的財産法】杉山 務

PCT 制度

PCT 制度の一般的注意事項

- PCT 制度は、**特許の「出願」制度**であって、特許の「付与」制度ではない。「PCT 特許」というものは存在しない
- 特許付与の決定は、国内段階において、**国内官庁**又は広域官庁によって独自に行われる
- PCT を通して、**発明のみ**が特許、実用新案、類似の権利への適用により保護される
- 意匠及び商標の保護は、PCT を通しては得られない。これら工業所有権の保護を扱う別の国際条約（**それぞれヘーグ協定、マドリッド協定及びマドリッド協定議定書**）がある
- PCT は、**パリ条約**等の工業所有権分野の国際条約と同じようにWIPO によって管理されている

14

30年度【知的財産法】杉山 務

•世界知的所有権機関(WIPO)を設立する条約

知的所有権の保護を、全世界にわたって促進

•ブタペスト条約(BP条約)

特許手続における**微生物**の寄託の国際的承認に関する条約

•ストラスブール条約:国際特許分類(IPC)

•世界貿易機関(WTO), 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs協定, 1994年)

•ベルヌ条約:文学的及び美術的**著作物**の保護に関する条約

•UPOV条約:植物の**新品種**の保護に関する国際条約

•ハーグ協定のジュネーブ改正協定:**意匠**の国際登録制度

•マドリッドプロトコル:**商標**の国際登録制度(94国)

その他, ロカルノ協定, ニース協定

15

30年度【知的財産法】杉山 務

商標国際出願（マドプロ出願）

基礎登録／出願 ⇒ 国際登録出願 ⇒ WIPO
⇒ 国際事務局 国際登録（順調な場合2-3か月）

各指定国の国内登録と同一の保護

拒絶する場合は18月以内に通報

出願商標は基礎出願／登録のものと同一（厳密に）

指定商品・役務は、基礎出願／登録の範囲内

捺印又は署名（両方は認められない）

願書（英文）（パソコン・インターネット出願不可）

16

30年度【知的財産法】杉山 務

国際出願（マドプロ出願）

- 更新は、国際登録日から10年
- 国際登録を更新すれば、すべての指定国での権利が維持される

マドプロ利用の大きな利点

- 一つの出願で複数国に出願できる
- 名義人変更・表示変更が容易

17

30年度【知的財産法】杉山 務

意匠国際登録

ハーグ協定に基づく国際的なデザイン保護制度

- ・複数国へ一括出願と一元的管理
- ・直接出願はWIPO国際事務局(英語, 仏語, 西語)
又は日本特許庁を通じて間接出願
- ・国際登録により正規の出願と同じ効果
- ・国際登録から6月後に国際公表
- ・国際公表後12月後に各指定国で意匠権発生(審査可)
- ・一の出願で複数国指定可能
- ・一の出願に最大100の意匠を含めることが可

18

30年度【知的財産法】杉山 務

ま と め



ご清聴 ありがとうございました

杉 山 務

30回(25日:金)は, 最近のトピックと全体まとめ

19

30年度【知的財産法】杉山 務